

川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電設備が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して必要な事項を定めることにより太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と町の環境の保全に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 町の生活環境、景観その他自然環境は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産とし、現在および将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、周辺関係者の意向も踏まえて、その保全及び活用を図らなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による 再生可能エネルギー電気の調達 に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特措法」という。）第2条に規定する太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を利用し発電を行う事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）で、出力の合計が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用を供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電事業を行うものをいう。
- (5) 周辺関係者 太陽光発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。

（町の責務）

第4条 町は、第1条に定める目的（及び第2条に定める基本理念）にのっとり、この条

例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を実施しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者、占有者及び管理者は、第1条に定める目的(及び第2条に定める基本理念)にのっとり、当該土地を適正に管理しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、太陽光発電事業の実施にあたり、関係法令及びこの条例を遵守し、雨水等による土砂、汚泥の流出や水害等の災害を防止し、生活環境及び景観その他自然環境に十分配慮し、並びに周辺関係者と良好な関係を保たなければならない。

2 事業者は、太陽光発電事業の実施に係る事故が発生したとき又は苦情及び紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 事業者は、計画的に資金を積み立てること等により、太陽光発電設備の維持管理の実施に要する費用を確保しなければならない。

(町民の責務)

第7条 町民は、第1条に定める目的(及び第2条に定める基本理念)にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第8条 町長は、災害の防止、良好な自然環境等の保全又は太陽光発電設備の地域との共生のため、太陽光発電事業の実施について配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含まないよう求めることができる。

(事前協議)

第9条 事業者は、第11条第1項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業に関する計画について町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(周辺関係者への説明)

第10条 事業者は、次条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をしようとする場合は、太陽光発電設備の設置に伴い、当該事業区域の周辺関係者に対し、予め説明会を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

らない。

2 前項の周知を行うにあたっては、事業者は、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

3 事業者は、第1項の措置を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を町長に報告しなければならない。

(届出)

第11条 事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、当該設置工事に着手する日の60日前までに、前条第1項の当該事業区域の周辺関係者への太陽光発電設備の設置に関する周知状況を記録した書類を添えて、太陽光発電設備の設置に関する計画届出書(以下「事業計画届出書」という。)について、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 事業計画届出書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)

(2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日

(3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状

(4) 太陽光発電設備の設置する位置、構造及び発電出力

(5) 太陽光発電設備の維持管理計画(太陽光発電設備の廃止後において行う措置を含む。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び町長が必要と認める事項

3 第1項の届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち、前項第2号から第4号まで又は第6号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、予め当該変更後の事業計画を規則で定めるところにより、町長に届け出なければなければならない。

4 第1項の届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち第2項第1号、第5号又は第6号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、当該変更後の事業計画を規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。ただし、当該変更が設置者の氏名及び住所の変更である場合においては、当該変更後の設置者がこれを届け出なければならない。

5 町長は、届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそ

れがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(工事完了の届出)

第12条 前条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも、同様とする。

2 町長は、前項の規定による完了の届出があったときは、速やかに、届出の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知しなければならない。

(廃止の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う措置に基づき太陽光発電設備及び事業区域の廃止後において行う措置を適切に行うとともに、太陽光発電設備の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

3 事業者は、その太陽光発電設備を廃止しようとするときは、太陽光発電設備の解体、撤去及び廃棄その他規則で定める措置を速やかに講じなければならない。

(地位の承継)

第14条 事業者から事業譲渡又は相続、合併若しくは分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に町長に届け出なければならない。

(事業者が所在不明になった場合等)

第15条 当該土地所有者等は、事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わり必要な措置を行わなければならない。

(維持管理)

第16条 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

2 事業者は、災害等により太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれがある場合には、遅滞なく状況の確認を行い、必要な措置を行わなければならない。
(報告の徵収)

第17条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。
(立入調査等)

第18条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第19条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事業者が第11条第1項、第3項又は第4項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(2) 事業者が正当な理由なく第11条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をする前に設置工事に着手したとき。

(3) 事業者が第13条第1項、第14条第1項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。

(4) 事業者が第13条第3項の規定による措置を講じなかったとき。

(5) 事業者が適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。

(6) 事業者が第17条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、第18条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は第18条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、

若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7) 太陽光発電事業が、生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(8) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第20条 町長は、第19条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地)並びに当該勧告の内容の公表をすることができる。

2 町長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行日)

1 この条例は、令和2年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

1 この条例の規定は、施行日以後に第11条第1項の規定による届出をしようとする太陽光発電事業に適用する。

2 この条例の施行の際、現に太陽光発電設備を設置し、又は太陽光発電設備の設置工事に着手している事業者で、当該太陽光発電設備が、第3条第2号に規定する太陽光発電事業に該当することとなるときは、前項の規定にかかわらずこの条例の関係規定を適用する。